

特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領-介護職種の基準について-の一部改正について

平成 31 年 3 月 29 日

介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等(平成 29 年厚生労働省告示第 320 号)の改正に伴い、標記運用要領について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改訂版要 領)	改正箇所	現行	改正
1	P3	告示第 1 条	<p>告示第1条</p> <p>一 技能実習生が次のイ又はロに掲げる技能実習の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる要件を満たす者であること。</p> <p>イ 第一号技能実習 日本語能力試験(独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会(昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。)が実施する日本語能力試験をいう。ロにおいて同じ。)のN4に合格している者 その他これと同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>ロ 第二号技能実習 日本語能力試験のN3に合格している者 その他これと同等以上の能力を有すると認められる者</p>	<p>告示第1条</p> <p>一 技能実習生が次のイ又はロに掲げる技能実習の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる要件を満たす者であること。</p> <p>イ 第一号技能実習 日本語能力試験(独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会(昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。)が実施する日本語能力試験をいう。ロにおいて同じ。)のN4に合格している者 その他これと同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>ロ 第二号技能実習及び第三号技能実習 日本語能力試験のN3に合格している者 その他これと同等以上の能力を有すると認められる者</p>

				<p>附則</p> <p>第二号技能実習について、技能実習生が次の要件を満たす場合には、当分の間、当該技能実習生は第一条第一号口に掲げる要件を満たすものとみなす。</p> <p>一 介護の技能、技術又は知識(次号において「技能等」という。)の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること。</p> <p>二 技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学ぶこと。</p>
2	P4	解釈通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ J. TEST 実用日本語検定(特定非営利活動法人日本語検定協会が実施するJ. TEST 実用日本語検定をいう。以下同じ。)のE-Fレベル試験において 350 点以上取得している者又はA-Dレベル試験において 400 点以上取得している者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ J. TEST 実用日本語検定(株式会社語文研究社が実施するJ. TEST 実用日本語検定をいう。以下同じ。)のE-Fレベル試験において 350 点以上取得している者又はA-Dレベル試験において 400 点以上取得している者
3	P4	30 行目	<p>○ 告示第1条第1号の要件については、第1号技能実習生と第2号技能実習生について、それぞれ一定の日本語能力を求めるものです。技能実習計画の認定を受けるためには、技能実習生が以下のいずれかの試験を受験し、合格又は一定の点数を取得している必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語能力試験 (試験の詳細はHP：http://www.jlpt.jp/を参照。) ・ J. TEST 実用日本語検定 (試験の詳細はHP：http://j-test.jp/を参照。) ・ 日本語 NAT-TEST (試験の詳細はHP：http://www.nat-test.com/を参照。) 	<p>○ 告示第1条第1号の要件については、技能実習生に対し、技能実習の区分に応じて、それぞれ一定の日本語能力を求めるものです。技能実習計画の認定を受けるためには、技能実習生が以下のいずれかの試験を受験し、合格又は一定の点数を取得している必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語能力試験 (試験の詳細はHP：http://www.jlpt.jp/を参照。) ・ J. TEST 実用日本語検定 (試験の詳細はHP：http://j-test.jp/を参照。) ・ 日本語 NAT-TEST (試験の詳細はHP：http://www.nat-test.com/を参照。) <p>(第1号技能実習の申請の場合又は第2号技能実習につ</p>

○ 第1号技能実習生と第2号技能実習生の技能実習計画の認定の申請を行う際には、上記の試験の成績証明書等の日本語能力を証明する書類を提出する必要があります。技能実習計画の認定については、第1号技能実習については、原則として開始予定日の4か月前まで、第2号技能実習については、原則として開始予定日の3か月前までに申請を行う必要がありますが、申請を行う際に、試験の合否結果が出ていない等の事情で日本語能力を証明する書類を提出することができない場合には、第1号技能実習については、実習開始の3か月前まで、第2号技能実習については、実習開始の2か月前までであれば、申請後に当該書類を追完することが可能です。書類を追完する場合には、申請を行う際に、申請書類補正(追加書類提出)申告書を提出する必要があります。

【確認対象の書類】

- ・ 日本語能力認定書
- * 日本語能力試験の場合
- ・ J. TEST 実用日本語検定成績証明書
- * J. TEST 実用日本語検定の場合
- ・ 日本語 NAT-TEST 成績証明
- * 日本語 NAT-TEST の場合
- ・ 申請書類補正(追加書類提出)申告書(介護参考様式第1号)
- * 書類の追完を行う場合

【留意事項】

いて日本語要件を満たしている場合)

○ 第1号技能実習生と第2号技能実習生の技能実習計画の認定の申請を行う際には、上記の試験の成績証明書等の日本語能力を証明する書類を提出する必要があります。技能実習計画の認定については、第1号技能実習については、原則として開始予定日の4か月前まで、第2号技能実習については、原則として開始予定日の3か月前までに申請を行う必要がありますが、申請を行う際に、試験の合否結果が出ていない等の事情で日本語能力を証明する書類を提出することができない場合には、第1号技能実習については、実習開始の3か月前まで、第2号技能実習については、実習開始の2か月前までであれば、申請後に当該書類を追完することが可能です。書類を追完する場合には、申請を行う際に、申請書類補正(追加書類提出)申告書を提出する必要があります。

(第2号技能実習について技能実習生が日本語要件を満たしていない場合)

- 第2号技能実習への移行に当たって、技能実習生が告示第1条第1号ロに定める日本語要件(日本語能力試験 N3等の合格)を満たしていない場合には、技能実習計画の認定の申請を行う際に、日本語学習プラン(介護参考様式第13号)を提出する必要があります。
- 技能実習生が日本語能力試験 N3等に合格するまでは、技能実習を行わせる事業所のもとに、日本語学習プランに沿って日本語学習を行わせる必要があります。告示附則第1号に規定する「介護の技能等の適切な修得

			(略)	<p>等のために必要な日本語を学ぶこと」とは、技能実習生の学習状況や日本語能力試験等の受験結果を踏まえ、日本語学習支援のためのwebコンテンツ等を活用しながら、日本語能力の向上を目指すことです。また、技能実習日誌(参考様式第4-2号)には、実際に日本語学習を行った時間や学習内容を記載する必要があります。</p> <p>○ 第2号技能実習期間中に、技能実習生が日本語能力試験 N3等に合格した場合は、技能実習計画を提出した機構の地方事務所・支所に、日本語要件申告書(介護参考様式第14号)及び試験の成績証明書等の日本語能力を証明する書類を提出する必要があります。</p> <p>(第3号技能実習の申請の場合)</p> <p>○ 第3号技能実習について技能実習計画の認定の申請を行う際には、試験の成績証明書等の日本語能力を証明する書類を提出する必要があります。第3号技能実習については、原則として実習開始予定日の4か月前までに申請を行う必要がありますが、申請を行う際に、試験の合否結果が出ていない等の事情で日本語能力を証明する書類を提出することができない場合には、実習開始の3か月前までであれば、申請後に当該書類を追完することが可能です。書類を追完する場合には、申請を行う際に、申請書類補正(追加書類提出)申告書を提出する必要があります。</p> <p>○ なお、第2号技能実習について認定の申請を行う際に日本語能力を証明する書類を提出した場合、又は、第2号技能実習期間中に日本語要件申告書を提出した場合であっても、第3号技能実習計画の認定の申請を行う</p>
--	--	--	-----	---

				<p>際にこれらの書類を改めて提出する必要があります。</p> <p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語能力認定書 * 日本語能力試験の場合 ・ J. TEST 実用日本語検定成績証明書 * J. TEST 実用日本語検定の場合 ・ 日本語 NAT-TEST 成績証明 * 日本語 NAT-TEST の場合 ・ 申請書類補正(追加書類提出)申告書(介護参考様式第1号) * 書類の追完を行う場合 ・ 日本語学習プラン(介護参考様式第13号) * 第2号技能実習について技能実習生が日本語要件を満たしていない場合 ・ 日本語要件申告書(介護参考様式第14号) * 第2号技能実習期間中に、技能実習生が日本語要件を満たした場合 <p>【留意事項】</p> <p>(略)</p>
4	P32	第7 その他	—	<p>第7 その他</p> <p>○ 介護職種の技能実習計画については、技能移転の対象項目ごとに詳細な計画を作成することが求められます。具体的には、技能移転の対象業務の記載だけではなく、(1)個々の業務において必要となる着眼点や具体的な技術等の内容を記載するとともに、(2)介護業務に</p>

関連して日本語の学習を進められるよう、必須業務、関連業務、周辺業務ごとに、業務に関連する日本語学習について記載することが求められます。(介護職種の技能実習計画のモデル例については、厚労省のHPIにて掲載していますので参照下さい。)
 (<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000180396.pdf>) 【再掲】

【確認対象の書類】・ 技能実習計画認定申請書(別記様式第1号)及び別紙
 * 別紙には、個々の業務において必要となる着眼点や具体的な技術等の内容を記載するほか、必須業務、関連業務、周辺業務ごとに、業務に関連する日本語学習について記載すること

5	別紙	介護参考様式第8号 別紙	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・事業</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>障害者支援施設</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>共同生活援助(グループホーム)</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>老人デイサービスセンター</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>通所介護(療養通所介護を含む)</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>介護予防通所介護</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>	施設・事業	コード	(略)	(略)	障害者支援施設	8	(略)	(略)	共同生活援助(グループホーム)	11	(略)	(略)	老人デイサービスセンター	19	通所介護(療養通所介護を含む)	20	(略)	(略)	介護予防通所介護	22	(略)	(略)	特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)	28	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・事業</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>障害者支援施設(施設入所支援)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>グループホーム(共同生活援助)</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>通所介護(療養通所介護、老人デイサービスセンターを含む)</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設)</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>	施設・事業	コード	(略)	(略)	障害者支援施設(施設入所支援)	8	(略)	(略)	グループホーム(共同生活援助)	11	(略)	(略)	(削除)	(削除)	通所介護(療養通所介護、老人デイサービスセンターを含む)	20	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(略)	(略)	特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設)	28
施設・事業	コード																																																			
(略)	(略)																																																			
障害者支援施設	8																																																			
(略)	(略)																																																			
共同生活援助(グループホーム)	11																																																			
(略)	(略)																																																			
老人デイサービスセンター	19																																																			
通所介護(療養通所介護を含む)	20																																																			
(略)	(略)																																																			
介護予防通所介護	22																																																			
(略)	(略)																																																			
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)	28																																																			
施設・事業	コード																																																			
(略)	(略)																																																			
障害者支援施設(施設入所支援)	8																																																			
(略)	(略)																																																			
グループホーム(共同生活援助)	11																																																			
(略)	(略)																																																			
(削除)	(削除)																																																			
通所介護(療養通所介護、老人デイサービスセンターを含む)	20																																																			
(略)	(略)																																																			
(削除)	(削除)																																																			
(略)	(略)																																																			
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設)	28																																																			

					施設も含む)	
			(略)	(略)	(略)	(略)
			(新設)	(新設)	介護医療院	33-2
			(略)	(略)	(略)	(略)
6	別紙	介護参考様式第 13 号	—		(新設)	
7	別紙	介護参考様式第 14 号	—		(新設)	